

未成年者選挙運動禁止規定の合憲性について

門田 孝

第一	はじめに——問題の所在と本意見書の概要	1
	(1) 公選法における未成年者選挙運動禁止規定	1
5	(2) 未成年者選挙運動禁止規定は未成年者の表現の自由を侵害するものではないか	2
	(3) 本意見書の概要	2
第二	未成年者選挙運動禁止規定の合憲性を判断する枠組みについて	3
	1. 未成年者選挙運動禁止規定による規制とその合憲性審査の枠組み	3
	(1) 公選法による選挙運動規制とその問題点	3
10	(2) 表現の自由の制約としての選挙運動規制	3
	(3) 表現内容規制としての、未成年者選挙運動禁止規定	4
	(4) 未成年者選挙運動禁止規定の合憲性審査の基本的枠組み	4
	2. 選挙運動規制と「選挙のルール」論及び「間接的、付随的制約」論	5
	(1) 「選挙のルール」論	5
15	(2) 選挙運動規制を「選挙のルール」と解することの問題点	6
	(3) 未成年者選挙運動禁止規定を「選挙のルール」と解することの問題点	7
	(4) 「猿払基準」及び「間接的、付随的制約」論	7
	(5) 本件被告の用いる「猿払基準」及び「間接的、付随的制約」論とその問題点	8
	(6) 未成年者の「選挙運動」の禁止を、「間接的、付随的制約」ということはできない	9
20	3. 未成年者の人権とりわけ表現の自由及び意見表明権について	10
	(1) 未成年者の人権保障とその制約	10
	(2) 未成年者の表現の自由及び意見表明権	11
	(3) 未成年者の表現の自由及び意見表明権の保障に際して求められる「配慮」とは	12
	4. 小括	13
25	第三 未成年者選挙運動禁止規定の合憲性について	13
	1. 規制文言の明確性	13
	(1) 表現の自由規制立法の「明確性」の要請と憲法判断の枠組み	13
	(2) 「選挙運動」概念の明確性	14
	(3) 選挙運動禁止規定の明確性	15
30	(4) 未成年者選挙運動禁止規定の明確性	15
	2. 規制の目的及び手段	16
	(1) 目的・手段審査の必要性和考え方	16
	(2) 未成年者選挙運動禁止規定における規制の「目的」をどう認定するか	17
	(3) 未成年者選挙運動禁止規定が導入された経緯と規制の「目的」	18
35	(4) 規制「手段」としての本件制裁規定と規制「目的」との整合性	19
	(5) 「未成年者の保護」は選挙運動規制の「目的」となり得るか	19
	(6) 規制「手段」とその必要性及び合理性——特に「選挙の公正の確保」との関係で	20
	3. 小括	21
第四	結語	22

第一 はじめに——問題の所在と本意見書の概要

(1) 公選法における未成年者選挙運動禁止規定

現行の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）は、満18歳未満の者（平成27年法律第32号による改正前は「満20歳未満の者」）つまり未成年者が選

挙運動をすることを禁じ（137条の2第1項。以下「本件禁止規定」という。）、また、未成年者を使用して選挙運動をすることを何人に対しても禁止しており（同2項。以下「本件使用禁止規定」という。）、これらの禁止に違反して選挙運動を行なった者に対しては1年以下の拘禁刑（令和4年法律第67号による改正前は「禁錮」）または30万円以下の罰金
5 金が科せられるほか（239条1項柱書及び1号。以下「本件罰則規定」という。）、そうした刑に処せられた場合、原則として、裁判確定から5年間、選挙権及び被選挙権が停止される（252条1項及び2項。以下「本件公民権停止規定」という。また、「本件罰則規定」と「本件公民権停止規定」とを合わせて、以下「本件制裁規定」という。）。

こうした本件禁止規定、本件使用禁止規定、本件罰則規定及び本件公民権停止規定（こ
10 れらを合わせて、以下「本件各規定」という。また、本件各規定を総称して「未成年者選挙運動禁止規定」ともいう。）の直接又は間接の適用対象である「選挙運動」については、公選法ほかの法に直接の定めはないが、一般に「選挙運動」とは、選挙において特定の候補者を当選させることを目的とした活動として理解されており（この点の詳細については、後述第三2(2)参照）、単なる「政治活動」とは区別される。この理解に立った場合、本件禁
15 止規定及び本件使用禁止規定により、未成年者は、国政及び地方選挙時に、自分が当選してほしいと思う候補者を支援するような活動は一切許されないことになり、したがって、例えば、自分の支持する候補者への投票を呼びかける活動はおろか、当該候補者の支援活動に参加することも——少なくともそうした活動が「選挙運動」とみなされる限り——禁
じられることになる。

20 (2) 未成年者選挙運動禁止規定は未成年者の表現の自由を侵害するものではないか

しかしながら、上記のようなものとして理解される「選挙運動」は、その性質上、国民が自己の支持する候補者について自らの意見を表明する貴重な機会を提供するものであり、そうしたかたちで代表民主政のプロセスに参加する場でもあると考えられるのではない
25 そうだとするなら、単に「未成年者」というだけで、一切の「選挙運動」を一律に禁止し違反に対して厳しい制裁を科す本件各規定は、未成年者の自由を過度に制限するものであり、憲法に違反するのではないかという疑問が生じるのももっともであろう。具体的には、本件各規定は、未成年者に対して、選挙に関して意見表明等をする途を閉ざすものであり、憲法21条1項で保障された未成年者の表現の自由を不当に侵害するものではないか
30 が、主たる問題点として浮上してくる。現に、2025年2月に提起された本件訴訟の原告ら4名は、2022年から2024年にかけて施行された国政選挙や地方選挙において、同人らが未成年者である（あるいは未成年者であった）ことから、本件各規定により、候補者を支援する活動等を断念せざるを得なかった。だが、このようなかたちで未成年者の選挙活動を禁止し、あるいは抑止する本件各規定は、未成年者の表現の自由を不当に侵害し、憲法21条1項に違反するものではないのか。それは、憲法上正当化することができるのか、でき
35 としたら、それはいかなる理由によるものなのであろうか。

(3) 本意見書の概要

以上のような問題を念頭に、本件訴訟の事案や当事者の主張も視野に入れつつ、本意見書では、未成年者の選挙運動規制に関する憲法上の論点を改めて整理したうえで、本件各

規定の憲法適合性について検討を加えることとしたい。以下ではまず、未成年者の選挙運動規制の合憲性はどのような判断枠組によるべきかについて、とりわけ、「選挙運動の規制」及び「未成年者の人権」をめぐる議論も参照しつつ考察したうえで（第二）、そうした判断枠組によった場合、本件で問題となっている、未成年者の選挙運動規制に関する本件各規定の合憲性はどのように評価されるべきかについて、特に、規制の不明確性ないし広汎性の有無、並びに規制の目的及び手段の当否という観点から分析し（第三）、そうした検討から得られる結論も含めるかたちで、この問題についての筆者なりの見解をまとめることとする（第四）。総じて、憲法学の通説的立場に沿って検討する限りでは、未成年者選挙運動禁止規定を憲法上正当化することは極めて困難であるといわざるを得ないであろう。

第二 未成年者選挙運動禁止規定の合憲性を判断する枠組みについて

1. 未成年者選挙運動禁止規定による規制とその合憲性審査の枠組み

（1）公選法による選挙運動規制とその問題点

公選法は、その「第 13 章 選挙運動」において、文字通り「選挙運動」を規制する様々な規定を設けている。こうした選挙運動規制は、明治憲法下にあった 1925 年の衆議院議員選挙法（普通選挙法）に起源をもち 1950 年の現行の公選法にも引継がれたもので、欧米の民主主義国では例をみないほどの多岐にわたる選挙活動の規制を含む——それゆえしばしば「べからず選挙法」などと揶揄されることもある——ことで知られているが、その一因は、選挙運動規制が導入された経緯と関連している。つまり、1925 年の普通選挙法は、選挙権者を 25 歳以上の男子一般に拡張した一方で、選挙活動に厳しい制限を課すことにより、こうした「新有権者」が選挙過程に積極的に関わることを排除し、その意思が国政に反映されるのを事実上阻止しようとするものであった（浦部法穂『憲法学教室〔第 3 版〕』（日本評論社、2016 年）552 頁）。そうだとしたら、こうした——その後幾多の改正を経てきたとはいえ——なお旧憲法下のコンセプトを払拭できていない公選法の選挙運動規制自体が、日本国憲法の掲げて立つ代表民主制（前文 1 段、43 条 1 項）の原理と相容れないのではないかという疑問が生じるが、この点についてはここでは深く立ち入らず、問題点の指摘にとどめておきたい。もっとも、当然のことながら、個々の選挙運動規制は憲法に違反するものであってはならず、その憲法適合性が問われる必要がある。それでは、そうした選挙運動規制は、憲法上いかなる問題を含むものであろうか。

（2）表現の自由の制約としての選挙運動規制

この点、「選挙運動」をそもそもどのようなものとして理解するか自体、厳密には問題であるが（後述第三 1(2))参照）、それが多かれ少なかれ、選挙に関する意見表明に関わるものであるとするなら、その規制の合憲性審査にあたっても、表現の自由を保障した憲法 21 条 1 項違反の有無が主として検討されることになるであろう。そして、選挙に関する意見表明は、その性格上、民主政の基礎を成す政治的表現であり、公共的事項に関する表現と
いい得るから、そうした意見表明の自由は、憲法 21 条 1 項の中核をなす自由として、最大限の尊重が求められることになる。その意味では、例えば、「表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであり、憲法 21 条 1 項の規定は、その核心においてかかる趣旨を含むものと解さ

れる」という『北方ジャーナル』事件における最高裁の説示（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 巻 4 号 872 頁、877 頁）は、選挙に関する意見表明についてもそのまま妥当することになる（なお、本件訴状 21-22 頁に引用されている諸判例も参照のこと）。

（3）表現内容規制としての、未成年者選挙運動禁止規定

5 なお、選挙運動規制を、表現の自由の制約の問題ととらえた場合、それは、いわゆる「表現内容規制」か、それとも「表現内容中立規制」のいずれに当たるのかがしばしば問題にされるので、この点についてもここで触れておこう。ここに「表現内容規制」とは、「ある表現をそれが伝達するメッセージを理由に制限する規制」（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第 8 版〕』（岩波書店、2023 年）213 頁）として説明され、例えば、セン動的表现、性
10 表現あるいは名誉毀損的表现などがこれに当たるとされる。これに対して、「表現内容中立規制」とは、「表現をそれが伝達するメッセージの内容や伝達効果に直接関係なく制限する規制」（同 215 頁）であり、表現の時・所・方法の規制（例えば、特定の場所におけるビラの貼付や配布の規制など）はこれに含まれる。このように、表現を内容規制と内容中立規制に分けることに対しては、有力な批判もあるが、この区別によった場合、総じて表現内
15 容規制の合憲性は、表現内容中立規制のそれよりも、厳格に審査されるべきだとされる。

 この点、公選法による選挙運動の規制が、表現内容の規制なのか、内容中立的な規制なのかという問いに対しては、一律に明確な回答を与えることは難しいが、少なくとも、本件で問題となっているような「選挙運動」の全面的な禁止は、表現内容規制ととらえるのが妥当であろうと思われる。表現内容規制が表現内容中立規制よりも厳格に審査されるべきだとされる論拠のひとつは、前者が、表現の時、所、方法を問わず全面的に特定内容の表現を制約するものであるため、それだけ表現行為への強い抑止として働くとされる点にある。この観点からすると、選挙運動規制のなかには、時、場所あるいは方法の規制としての性格をもつものもある。例えば、戸別訪問の禁止（公選法 138 条及び 239 条参照）については、これを表現内容中立規制としてとらえる立場も有力であり、その理由として、
25 当該禁止は、あくまでも「戸別訪問」という表現の手段・態様を理由としたものであり、「戸別訪問」によらずに行われる選挙に関する意見表明や情報交換の手段はなお残されているなどと説かれる。こうした見方の可否自体、批判のあり得るところであるが、仮にそれによったとしても、本件で問題となっている未成年者の選挙運動の禁止を、戸別訪問の禁止と同列に扱うことはできない。未成年者は——まさに「未成年者」であることを理由
30 とした規制であるがゆえに——時、所、方法を問わず、「選挙運動」とされる特定内容の表現を一切封じられるのであり、それは上述の区分に従えば「選挙に関する表現」という表現内容を理由とした規制以外の何物でもない、ということになる。

（4）未成年者選挙運動禁止規定の合憲性審査の基本的枠組み

 以上のような理解に立つなら、公選法による未成年者選挙運動禁止規定の合憲性は、表現の自由規制立法に対して通常求められるような厳格な審査の下におかれることになる。
35 すなわち、まず、未成年者の「選挙運動」を規制する法令（本件においては公選法）の規定は——刑罰を伴う規制のように、表現の萎縮効果が懸念される場合は特に——明確な文言により規制対象を明確に示す必要があり、不明確な文言による規制、あるいは過度に広

汎にわたる文言による規制は、憲法 21 条 1 項に違反し、さらに刑罰を伴う場合には適正
手続保障を定めた憲法 31 条にも違反し得る。

次に、規制の明確性とは別に、そもそも「選挙運動」の規制により保護しようとする法
益は何なのか、また、そうした法益保護のために当該規制が本当に必要なのかが問われる
必要がある。そのために用いられるのが、通常「違憲審査基準」として語られる、目的・
手段審査の定式であるといえる。そして、政治的な表現の自由を規制する立法に対しては、
一般に厳格な審査基準が妥当するとされ、学説においては、例えばアメリカの判例法理を
参考に、立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠な公共的利益であり、規制手段がその公共
的利益のみを具体化するように厳格に定められていなければならないことを要求する基準
（芦部・前掲書 213-14 頁参照）としての「厳格審査」基準が提唱されている。あるいは日
本の最高裁がよく用いる表現を借りて、公共の福祉のための必要かつ合理的な規制と言え
るか否か、というかたちで「基準」を設定することも可能であろうが、その場合も、「公共
の福祉」の内容として具体的にどのような法益を保護しようとしているのか、それは表現
の自由の制約に見合うだけの重要な法益といえるのかが吟味される必要があるであろう
し、「必要かつ合理的な規制」というためには、当該法益を保護するために、必要最小限度
の規制であることが示される必要があるであろう。このような厳格な目的・手段審査の要
請を充たさない規制は、やはり憲法 21 条 1 項違反と判断されることになる（目的・手段
審査については、後述第三 2 も参照のこと）。

もっとも、本件で問題となったような選挙運動規制に対して、通常の表現の自由に対す
る規制と同様の厳格な違憲審査を行うことに対しては異論もあり得る。ひとつには、選挙
運動規制を、「選挙のルール」ととらえ、通常の表現の自由規制立法ほど厳格な審査は必要
ではないという主張がある。また、選挙運動規制はいわゆる「間接的、付随的制約」であ
るから、厳格な審査には服しないと説かれることもある。さらに、「選挙運動」の主体が「18
歳に満たない者」つまり未成年者であることから、選挙運動規制の違憲審査に際しても成
年者の場合と異なる配慮が必要ではないかという問題もある。こうした点についてはどの
ように考えるべきか、以下、検討を加えておこう。

2. 選挙運動規制と「選挙のルール」論及び「間接的、付随的制約」論

（1）「選挙のルール」論

ここに「選挙のルール」論とは、広く選挙に関する諸活動の規制を、純粋な人権制約と
は異なる、文字通り選挙の公正を確保するための「ルール」に含まれるものととらえ、そ
うしたルールを定める立法の裁量の余地を広く認める議論として理解できる。この考え方
によれば、選挙に関する意見表明の規制が憲法 21 条 1 項違反に問われた場合でも、表現
の自由の規制に対して通常適用される厳格な審査基準は用いられず、立法裁量に配慮した
審査が行われることとなり、当該規制は、それが明らかに合理性を欠くような事情が認め
られない限り、結果的に合憲と判断されることになる。

この立場は、判例では、戸別訪問禁止規定の合憲性に関する 1981 年の判決（最三小判
昭和 56 年 7 月 21 日刑集 35 巻 5 号 568 頁）において、伊藤正己裁判官の補足意見の中で
表明されている。同裁判官は、戸別訪問の禁止を合憲としてきた従来の判例の根拠とされ

てきたもの——戸別訪問が、買収等の不正行為の温床となり選挙の公正を損うおそれが大きいこと、選挙人の生活の平穏を害すること、及び候補者にとって煩に堪えない選挙運動でありまた多額の出資を余儀なくされること、投票が情実に流され易くなること等——に言及しつつ、「それだけでは、なお合憲とする判断の根拠として説得力に富むものではなく、
5 「以上に挙げられた諸理由は戸別訪問の禁止が合憲であることの論拠として補足的、附随的なものであり、むしろ他の点に重要な理由があると考える」（刑集 35 巻 5 号 577 頁）として、以下のように説く：

「選挙運動においては各候補者のもつ政治的意見が選挙人に対して自由に提示されなければならないのではあるが、それは、あらゆる言論が必要最少限度〔ママ〕の制約のもとに自由
10 に競いあう場ではなく、各候補者は選挙の公正を確保するために定められたルールに従って運動するものと考えるべきである。法の定めたルールを各候補者が守ることによって公正な選挙が行なわれるのであり、そこでは合理的なルールの設けられることが予定されている。このルールの内容をどのようなものとするかについては立法政策に委ねられている範囲が広く、それに対しては必要最少限度の制約のみが許容されるという合憲のための
15 厳格な基準は適用されないと考える。憲法 47 条は、国会議員の選挙に関する事項は法律で定めることとしているが、これは、選挙運動のルールについて国会の立法の裁量の余地の広いという趣旨を含んでいる。国会は、選挙区の定め方、投票の方法、わが国における選挙の実態など諸般の事情を考慮して選挙運動のルールを定めうるものであり、これが合理的とは考えられないような特段の事情のない限り、国会の定めるルールは各候補者の守
20 るべきものとして尊重されなければならない。」（同 577-578 頁）

そして、「この立場にたつと、戸別訪問には前記のような諸弊害を伴うことをもって表現の自由の制限を合憲とするために必要とされる厳格な基準に合致するとはいえないとしても、それらは、戸別訪問が合理的な理由に基づいて禁止されていることを示すものといえる」ことから、「その禁止が立法の裁量権の範囲を逸脱し憲法に違反すると判断すべきもの
25 とは考えられない」（同 578 頁）とされるのである。

以上のような「選挙のルール」論は、判例の多数意見の中で明示的に述べられたわけではないが、その暗黙裡に拠って立つところとされ、実務も同様の考え方に依拠しているといわれる。実際、本件の被告側も、未成年者の選挙運動規制を「ルール」ないし「制度」の問題である旨主張する。すなわち、「選挙避動が、立候補届出の日から当該選挙の期日の
30 前日までという限定された期間においてのみ許され、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるために行われるものであることからすると、本件で問題となる未成年者の選挙運動の規制は、選挙という特殊な場面におけるルール（規律）であり、その内容によって選挙の自由と公正に影響を及ぼすものといえるから、未成年者の選挙運動の規制が選挙制度の仕組みの一部を成すことは明らかである」（被告準備書面(1)31 頁）と。こうした
35 例にみるように、「選挙のルール」論は、現行の公選法の下での選挙運動規制を正当化するうえで、強力な論拠を提供するものといえることができる。

（2）選挙運動規制を「選挙のルール」と解することの問題点

しかしながら、選挙運動規制を、憲法 47 条を根拠に「選挙のルール」として——換言すれば「人権」制約の問題というより、いわば「制度」構築の延長にあるものとして——理

解するこのような見方に対しては、学説上批判が強い。総じて、民主主義国家における「選挙」が意味をもつのは、「投票行為に先行する民意形成過程に自由が認められている」ことにあり、「選挙に関する表現活動の自由が認められているか否かは、選挙が真に国民による公職者の選定行為といえるかどうかを左右する重大な問題である」（毛利透ほか『憲法 II 人権〔第 3 版〕』（有斐閣、2022 年）408 頁（毛利））ことからすると、選挙に関する表現活動のみを特別視し、立法者の広い裁量に服させることは疑問であり（同 412 頁（毛利）参照）、選挙運動の自由を制度構築に依存する権利とみることは困難であろう（渡辺康行ほか『憲法 I 基本権〔第 2 版〕』（日本評論社、2023 年）457 頁（渡辺）参照）。確かに憲法 47 条は、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項」を法律で定める旨規定しているが、それは選挙に関して個々の国民の自由な決定になじまない、画一的な処理が求められる事項を制度として具体化することを法律に委任したものとみるのが自然であり、同条にいう「選挙区」及び「投票の方法」のほか、それ以外の「選挙に関する事項」としては、例えば、投票期日や開票手続等がこれに含まれるであろう。同じく、法律で定める事項として憲法 44 条の挙げる「両議院の議員及び選挙人の資格」の中に、選挙人の年齢要件も含まれるであろう。他方、選挙においてだれを支持するか、そして自らの支持する候補者が当選するような働きかけをどのようなかたちで行うかといった点は、代表民主制の下では主権者である個々の国民が自由に決定し、それに基づき行動すべき事であり、そのための「選挙運動」を法律で規律することまでは、本来憲法 47 条は予定していないとみるべきである。

(3) 未成年者選挙運動禁止規定を「選挙のルール」と解することの問題点

また、仮に選挙運動規制のなかには「選挙のルール」になじむ性格を有するものがあると解し得るとしても、本件で問題となったような未成年者の選挙運動禁止規定までも、「選挙のルール」ととらえるのが妥当か、という問題がある。そもそも、上に引いた伊藤正己裁判官の説く「選挙のルール」自体、「各候補者は選挙の公正を確保するために定められたルールに従って運動するものと考えべきである」（傍点筆者）という一節に見るように、本来は「候補者」（あるいはその直接の支援者）に適用されるものとして——その当否は措くとしても——提示されたものであり、有権者さらには国民全般の選挙に関する言動を広く規制する趣旨を含むものであったのか、疑問である。また、学説のなかには——被告側も指摘するように（被告準備書面(3)30 頁注 12）——選挙運動規制を「ルールの問題」と考えるべき旨説くものも確かにあるが（小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第 3 版〕』（尚学者、2016 年）169 頁）、こうした立場は現在の憲法学説における支配的見解とはおよそいい難く、またこの立場も、戸別訪問禁止、文書頒布の制限、事前運動の禁止、インターネットによる選挙運動の禁止等を引合いに出しつつ述べられたものであって、本件で問題となったような未成年者の選挙運動の全面的禁止の合憲性までも視野に入れたものであったのかは、必ずしも明らかではないことを付言しておく。いずれにせよ、極めて包括的な概念として理解される「選挙運動」の規制をすべて「選挙のルール」つまり制度構築の問題と解することは、民主制の下では理論的に困難であり、未成年者の選挙に関する活動の規制は、原則として、人権制約の問題として理解され、その当否が検討されるべきものである。

(4) 「猿払基準」及び「間接的、付随的制約」論

次に、未成年者選挙運動禁止規定の合憲性が、緩やかな審査基準で審査されるべき旨主張するにあたり、その根拠としていわゆる「間接的、付随的制約」論を援用するものもある——すぐ後でみるように本件の被告側の立場がそれである——ので、この点についても触れておこう。最高裁が「間接的、付随的制約」論を最初に用いたのは、一般職公務員の政治的行為を禁じた国家公務員法及び人事院規則の規定が憲法違反に問われた事例に係る、1974年の猿払事件判決（最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁）においてである。この判決で、最高裁は、「公務員に対する政治的行為の禁止が…合理的で必要やむをえない限度にとどまるものか否か」を判断するにあたり検討すべきこととして、「禁止の目的、この目的と禁止される政治的行為との関連性、政治的行為を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利益との均衡」という——「猿払基準」とも呼ばれる——3点を挙げたうえで（刑集28巻9号399頁）、3点目の「利益の均衡」について検討する際に、後に「間接的、付随的制約」論として知られることになる以下のような議論を展開する：

「公務員の政治的中立性を損うおそれのある行動類型に属する政治的行為を、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは、単に行動の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約に過ぎず、かつ、国公法102条1項及び規則の定める行動類型以外の行為により意見を表明する自由までも制約するものではなく、他面、禁止により得られる利益は、公務員の政治的中立性を維持し、行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するという国民全体の共同利益なのであるから、得られる利益は、失われる利益に比してさらに重要なものというべきであり、その禁止は利益の均衡を失するものではない。」（同401頁。傍点筆者）

このように、猿払事件判決における「間接的、付随的制約」論は、審査基準（「猿払基準」）を事案にあてはめる文脈で用いられたものであり、「利益の均衡」を評価する際に自由の制約の程度を低く見積もり、結果的に、公務員の政治活動の禁止が合憲であるという結論を後押しする役割を果たすものであった。

（5）本件被告の用いる「猿払基準」及び「間接的、付随的制約」論とその問題点

本件被告は、「本件では緩やかな審査基準が採用されるべきこと」（被告準備書面(1)32頁）として、上述した「猿払基準」と同様の基準が用いられるべき旨主張し、その理由の一つとして「本件各規定による規制は、表現行為そのものへの制約ではなく、付随的、間接的な制約にとどまる」（同33頁）ことを指摘する。その説くところは、要約的説明の部分から引用すると、以下のとおりである：

「本件各規定は、いずれも、未成年者の政治的表現行為のうち選挙運動という手段方法を禁止することに伴う限度での間接的・付随的制約にすぎず、これ以外の方法による政治活動の自由については全く制約するものでなく、また、……未成年者による選挙活動のもたらす弊害、すなわち、「選挙人」でない未成年者が選挙運動を行うことにより選挙の公正が阻害されることや、社会性が未熟な未成年者の健全な発達が阻害されることなどの弊害を防止し、もって、「公正且つ適正」（選挙の公正）を確保するとともに未成年者を保護することを目的とするものである。このことを踏まえれば、本件各規定が憲法21条1項に

反するか否かは、緩やかな利益衡量的の方法によって審査されるべきであり、具体的には、
①禁止した目的が正当であること…、②当該目的と手段が合理的な関連性を有すること…、
③選挙運動を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利益との
均衡が取れていること…の3要件によって憲法適合性を審査するのが相当である……。」

5 (同 35 頁)

要するに、本件各規定による「制約の態様」（間接的、付随的制約）と、「制約の目的」（選挙の公正の確保、及び未成年者の保護）とを根拠に、「緩やかな利益衡量的の方法」による審査が導かれるとされるのである。

上に引用した、「猿払基準」及び「間接的、付随的制約」論に関する本件被告の議論は、
10 猿払事件判決のそれと比較した場合、論理構造が大きく異なっていることがわかる。既に
みたように猿払事件判決では、「間接的、付随的制約」論は、「猿払基準」の3番目の要件
である「政治的行為を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利
益との均衡」の有無を判断する際に、失われる利益とはどのようなものかを評価する文脈
で用いられている。このように、最高裁判例においては、「猿払基準」中の「利益の均衡」
15 要件の判断に際して「間接的、付随的制約」論が用いられてきたのであり、この点は、同
じく「間接的、付随的制約」論を用いたとされる他の判決ないし決定においても同様であ
る（戸別訪問禁止規定の合憲性に関する、最二小判昭和56年6月15日刑集35巻4号205
頁、207頁、及び裁判官の政治運動禁止規定の合憲性に関する、最大決平成10年12月1
日民集52巻9号1761頁、1777頁参照）。これに対して、被告の説く「間接的、付随的制
20 約」論は、「猿払基準」を適用する文脈ではなく、それを導く「根拠」の一つとして登場し
ている。そういう意味では、未成年者の選挙運動規制が「間接的、付随的制約」であるか
ら、その合憲性審査は「猿払基準」によるべきだとする被告側の主張は、かなり特異な議
論であるといわざるを得ないであろう。

しかしながら、おそらくそれ以上に問題なのは、被告側が、本件各規定による規制の「目
25 的」を根拠に、「猿払基準」を導いている点である。一般に、目的・手段審査を内容とする
審査基準——「猿払基準」もこれに含まれる——においては、規制の「目的」がどのよう
なものであるかといった点は、やはり当該基準を適用する際に、目的審査の一環として論
じられるべき事からであり、基準自体を導く根拠とはなり得ない。規制の「目的」を根拠
に、「目的」審査を内容とする審査基準を導きそれを適用するということは、一種の同語反
30 復となってしまうからである。事実、被告側は、「猿払基準」を適用する段階でも規制の「目
的」を検討しているが（被告準備書面(1)37頁以下）、「目的」を根拠に導出した審査基準の
なかで「目的」を論じるというのであれば、それは循環論法といわざるを得ないであろう。
被告側の採用する「猿払基準」——被告側の言葉を借りれば「緩やかな利益衡量的の方法」
——に関するこのような論理的難点は、本件に当該基準を用いることの妥当性に疑念を抱
35 かせるものである。

(6) 未成年者の「選挙運動」の禁止を、「間接的、付随的制約」ということはできない

もっとも、制約が「間接的、付随的」であることを理由に「緩やかな審査基準」を用い
ること自体は——被告側による「猿払基準」の根拠づけは特異なものだとしても——論理

的に誤りとまではいえないであろう。問題は、本件で問題となったような未成年者の「選挙運動」の禁止が、本当に「間接的、付随的制約」にすぎないといえるか否かである。

この点、日本の判例で用いられてきた「間接的、付随的制約」論に対しては、学説上は批判が強い。確かに、表現の自由に対する「間接的、付随的制約」という制約態様自体は、あり得ないわけではないが、それは、一見して表現活動とは無関係な行動を規制するためになされた制約に伴う文字通り間接的、付随的効果として、表現の自由にも制約が及ぶ場合を指して用いられるべきものであり、例えば、ある一定の象徴的行動を通じて自分の考えを発信する「象徴的表現」——国の政策に抗議するため公衆の前で国旗を燃やす行為などが、例として挙げられる——に対する規制などが、通常これに該当する。これに対して、上記の猿払事件判決で問題となったような、政党の機関紙の頒布等を禁止することは、どこからみても表現行為の規制以外の何物でもなく、「表現活動自体の直接の効果を対象とする典型的な直接規制」（長谷部恭男『憲法』（新世社、第8版、2022年）143頁）というしかないであろう。最高裁自身、国家公務員の政治的行為の禁止が問題となったその後の事件（最二小判平成24年12月7日刑集66巻12号1337頁、最二小判平成24年12月7日刑集66巻12号1722頁）においては、猿払事件判決と異なり、禁止の対象となった「政治的行為」の意味を限定して解する立場を示している。そこでは「猿払基準」は用いられておらず、したがって「間接的、付随的制約」論もみられない。そうした意味では、猿払判決型の「間接的、付随的制約」論が、判例において未だ支持されているのか疑問の余地があるといえよう。

いずれにせよ、未成年者の「選挙運動」に対する本件禁止規定を、「間接的、付随的制約」と解することに対しては、上に述べたところと同様の批判があてはまる。再三述べているように「選挙運動」に該当する行為の範囲を正確に特定するのは容易ではないが、選挙においてある候補者が当選することを目的とした「よびかけ」や「はたらきかけ」がその典型だとするなら、そうした行為を禁止することは、表現行為に対する直接的規制以外の何物でもなかろう。このような行為の禁止までも、行動の禁止に伴う表現の「間接的、付随的制約」にすぎないというのであれば——表現活動はすべて、「言論」や「出版」をはじめとした何らかの「行動」を通じて行われるのであるから——表現活動に対する規制はすべて、「間接的、付随的制約」ということになってしまいかねない。このように、表現の自由全般に対して際限なく用いられかねず、そして表現の自由に対する制約を不当に低く見積もるかたちで用いられる「間接的、付随的制約」論を、本件で問題となったような「選挙運動」にまで及ぼすことは、詭弁に近いとさえいい得るであろう。

3. 未成年者の人権とりわけ表現の自由及び意見表明権について

(1) 未成年者の人権保障とその制約

選挙運動規制を原則として人権制約の問題ととらえるべきだとしても、その主体が「未成年者」である場合は、成年者の場合とは何らかのちがいが生じるか、という点も問題になり得る。日本国憲法において、成年者と未成年者（端的に「子ども」あるいは「児童」という呼称が用いられることもある）との違いを意識させる規定としては、公務員の選挙について「成年者による普通選挙」を保障する15条3項、「保護する子女に普通教育を受

けさせる義務」を定める 26 条 2 項、及び児童の酷使を禁じた 27 条 3 項をみるくらいで、それ以外の場合に未成年者が成年者と同様に人権を保障されるのか否かについては、解釈に委ねられたかたちになっている。

この点、未成年者であっても一般国民であることに変わりはないのであるから、人権の享有主体であることは当然であるが、ただ、一般に未成年者は成年者とちがい、いまだ精神的、身体的に未成熟であることから、成年者にはみられないような人権制約もまた認められるというのが、学説においてもほぼ一致した見解といえる。そして、心身の未成熟さゆえに、他者から何らかのかたちでの保護を受けざるを得ないことから、未成年者の人権保障から完全にパターンリズムを排除することはできず、それゆえ未成年者を保護するためにその自由が制限され得る場合があることも否定できない。だが、そうした保護は、いまだ発展途上にある未成年者の自律を促進するためのものでなければならず、行き過ぎた「保護」は、未成年者の自由を奪い、かえって自律の妨げとなってしまう危険があることに留意が必要である。「保護」の名を借りた、未成年者の選択・活動の自由への介入は、そうした自由を侵害し否定する危険を常に秘めているのである。また、一口に「未成年者」といっても、さまざまな発達段階があることから、未成年者の人権制約の可否を、一般論のかたちで一律に論じることとも妥当とはいえない。結局のところ、未成年者の人権の制約は、その「発達段階に応じ、かつ、自律の助長促進にとってやむを得ない範囲内にとどめなければならない」（佐藤幸治『日本国憲法論〔第 2 版〕』（成文堂、2020 年）155 頁）ということになるであろう。

(2) 未成年者の表現の自由及び意見表明権

それでは、本件で問題となったような未成年者の「選挙運動」ないしは選挙活動の規制のあり方はどのように考えるべきかが問われるところであろうが、未成年者の「選挙運動」を禁じた本件各規定の合憲性については次節で詳細な検討を予定しているので（後述第三参照）、ここではいわばその予備的考察の意味を込めて、本件各規定による選挙運動規制と密接な関連を有する、未成年者の表現の自由及び意見表明権について、一般的な考察を加えておこう（ここに「表現の自由」は「意見表明権」を包摂するものとして理解するのが一般的であり、本意見書も同様に解するが、本節においてのみ説明の便宜上両者を併記する）。

未成年者の表現の自由及び意見表明権は、憲法の直接定めるところではないが、上述したところからすると、未成年者の自律を阻害するような事情が認められない限り、極力尊重されるべきだということになろう。この点に関し参考になるのが、国内法ではないが、1989 年に国連で採択され、日本も 1994 年に批准した「児童の権利に関する条約」である（同条約の適用上「児童」とは、「18 歳未満のすべての者」と定義されており（1 条）、日本の現行法上の「未成年者」と実質的に同義である。）。同条約によれば、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」（12 条 1 項）とされ、また、「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利は、……あらゆる種類の情報及び考え

を求め、受け及び伝える自由を含む。」（13条1項）と定められている。こうした規定からは、未成年者（児童）であっても、その発達段階を考慮したうえで、広く自由な情報の授受に関する自由ないし権利としての表現の自由及び意見表明権を保障されることがみてとれる。それは、未成年者の自律のためにやむを得ない範囲でのみ、成年者に対するのと異なる人権制約を認めていこうとする、先に見た、日本の憲法学における通説的理解と軌を一にする考え方とみることができるであろう。なお、2024年に制定されたこども基本法（令和6年法律第77号）が、「こども施策」——同法は「こども」を「心身の発達の過程にある者」（2条1項）と定義しており、「未成年者」と同義ではないが両者は大部分において重なり合うといえる——の基本理念のひとつに、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」（3条3号）を挙げている点も注目される。

（3）未成年者の表現の自由及び意見表明権の保障に際して求められる「配慮」とは

それでは、未成年者の表現の自由及び意見表明権に関して求められる成年者とは異なる配慮としては、具体的にはどのようなものが考えられるであろうか。この点に関しては、いまだ心身ともに未成熟で判断能力も不十分とされる未成年者は、自由な言論——とりわけ政治的言論——の競う場で成人と対等な立場で討議することができず、そのため傷つきやすいので保護される必要があるといった主張が予想されるところであろう（それは、後にみる「未成年の保護」を目的に選挙運動禁止を正当化する議論（後述第三2(2)以下参照）とも相通じるものがある）。

こうした主張は観念的には理解し得るところであろうが、上述した未成年者の人権制約の基本的な考え方（前述第二3(1)参照）に照らして検討するなら、大きな問題を孕むものでもあることが容易にみてとれる。第一に、「保護」の名を借りた未成年者の言論規制は、かえって、未成年者の尊厳を損ない、またその自律を妨げるものではないか、という点である。総じて、判断能力の未成熟な未成年者であっても、権利の自律的行使は、「個人の尊厳につらなるものとして、それを行行使すること自体に価値」があり、また、「権利を行行使する能力は、実際にそれを行行使することによって形成されていくという面を有している」（米沢広一『憲法と教育15講〔第4版〕』（北樹出版、2016年）25頁）とされるが、権利の自律的行使に関するこうした指摘は、個人の自己実現に不可欠な権利とされる表現の自由及び意見表明権において典型的にあてはまるといえよう。安易な「保護」は、未成年者の言論活動のもつこうした意義を損ないかねない。第二に、仮に未成年者の判断能力が未成熟であるがゆえに何らかの「保護」が必要になる場合があるとしても、それはまず、当該未成年の親に委ねられるべきことであって、法律を通じた国家による「保護」（規制）には原則としてなじまないのではないか、という点である。ここでも、「国家による『子どもの保護』と親による『子どもの保護』とを区別したうえで、国家による『子どもの保護』を最小限とし、それ以外の保護については家族内での自律的解決に委ねられなければならない」（同26頁）という、未成年の権利制約に関する一般的指摘は、公権力による不当な干渉がとりわけ警戒されるべき言論活動について、あてはまるといえることができる。

このように考えてくると、少なくともある程度の発達段階に達し、ひとりの国民として自律しようとしている未成年者については、その表現の自由及び意見表明権に対して、成年者のそれとは異なる配慮をすべき積極的な理由は見出しがたい。未成年の表現の自由及び意見表明権に対する制約の合憲性判断の枠組みを定立するにあたっては、原則として、成年者の場合と同様に考えるべきであろう。

4. 小括

未成年者選挙運動禁止規定は、主として未成年者の表現活動を、それが「選挙」に関する特定の内容の言論であることを理由に禁止する表現内容規制であり、それゆえその合憲性は、厳格に審査される必要がある。本来、選挙に関する世論形成は、民主国家においては主権者たる国民の自由な言論を通じてなされるべきものであって、現行の日本国憲法の下では、そうした言論の規制を立法者の定める「選挙のルール」と解する余地はない。また、未成年者の「選挙運動」の禁止というかたちで選挙に関する特定の内容の言論に対して課される一律禁止は、当該言論を直接規制するものというほかなく、これを行動の規制に伴う「間接的、付随的制約」と解することもできない。さらに、本件で問題となっている「選挙運動」の主体が「未成年者」であるということも、未成年者の自律という観点からすると、その表現活動に対して、成年者と異なる制約を認める理由とはならない。そうだとすると、未成年者選挙運動禁止規定の合憲性は、原則として、通常の表現内容規制立法に対するのと同様の違憲審査の下におかれるべきであり、規制文言の明確性の有無が問われるとともに、規制の目的と手段が厳格に審査される必要がある。

第三 未成年者選挙運動禁止規定の合憲性について

1. 規制文言の明確性

(1) 表現の自由規制立法の「明確性」の要請と憲法判断の枠組み

表現の自由を規制する立法の文言は明確でなければならないといわれる。不明確な文言による規制は、規制権限の恣意的な発動を招きやすだけでなく、規制対象となる表現行為がいかなるものかを告知する機能を果たさないため、本来なら許される表現行為までも手控えてしまうという「萎縮効果」を——とりわけ、当該規制が刑罰又はそれに匹敵するほどの厳しい制裁を伴う場合には——生じさせるからである。刑罰法規が明確であるべきことは、罪刑法定主義（その憲法上の根拠についてはこれを 31 条に求める立場が支配的である）の要請でもあるが、公権力の恣意的規制の対象となりやすく、また萎縮効果の及ぼし得る弊害がとりわけ大きいと考えられる表現の自由にあつては、規制文言の明確性もとりわけ強く要請されるのである。それゆえ、表現の自由を規制する立法は、①法文が漠然不明確なものであってはならず、そうした漠然不明確性が合理的な限定解釈によって除去されない限り、文面上無効（漠然性のゆえに無効）となるほか、②規制の範囲が法文上広汎に過ぎるものであってはならず、そうした広汎性が解釈によって除去されない場合、やはり文面上無効（過度の広汎性のゆえに無効）となる（芦部・前掲書 224 頁参照。論者のなかには、「明確性」の理論を①と同義に解し②はこれと区別するものもあるが（佐藤・前掲書 289-90 頁参照）、ここではさしあたり、「明確性」の要請としては広く①と②の双方を念頭におくこととする）。こうした意味での「明確性」を欠く表現の自由規制立法は、憲

法 21 条 1 項に違反するとともに、刑罰を伴う場合は憲法 31 条にも違反する。

明確性の問題を最初に論じた事例として知られるのは、1975 年の徳島市公安条例事件判決（最大判昭和 50 年 9 月 10 日刑集 29 卷 8 号 489 頁）である。同判決によれば、「ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法 31 条に違反するものと認めるべきかどうかは、
5 通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによつてこれを決定すべきである」（刑集 29 卷 8 号 504 頁）とされる。これは専ら憲法 31 条違反の有無に関して論じられたものであるが、集団行進の規制に関する事案であることから、憲法 21 条 1 項の問題も内在しているといえよう。

10 実際、明確性の問題を表現の自由との関連で論じた 1984 年の札幌税関事件判決（最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁）は、徳島市公安条例事件判決を引きつつ、以下のように述べている：

「表現の自由は、……憲法の保障する基本的人権の中でも特に重要視されるべきものであつて、法律をもつて表現の自由を規制するについては、基準の広汎、不明確の故に当該規制が本来憲法上許容されるべき表現にまで及ばされて表現の自由が不当に制限されると
15 という結果を招くことがないように配慮する必要がある、事前規制的なものについては特に然りというべきである。法律の解釈、特にその規定の文言を限定して解釈する場合においても、その要請は異なるところがない。したがつて、表現の自由を規制する法律の規定について限定解釈をすることが許されるのは、その解釈により、規制の対象となるものとそ
20 うでないものとが明確に区別され、かつ、合憲的に規制し得るもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合でなければならず、また、一般国民の理解において、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定から読みとることができるものでなければならない……。けだし、かかる制約を付さないとなれば、規制の基準が不明確であるかあるいは広汎に失するため、表現の自由が
25 不当に制限されることとなるばかりでなく、国民がその規定の適用を恐れて本来自由に行い得る表現行為までも差し控えるという効果を生むこととなるからである。」（民集 38 卷 12 号 1323-24 頁）

こうした説示に示される「明確性」の判断基準は、本件における規制文言の明確性の有無を検討するうえでも、有用な判断枠組みを提供するものといえよう。

30 (2) 「選挙運動」概念の明確性

未成年者選挙運動禁止規定における規制文言の明確性の有無を検討するにあたり、まず問われるべきは、本件禁止規定及び本件使用禁止規定が規制対象としている「選挙運動」というものをどう理解するかである。前述したように、「選挙運動」については、公選法その他の法令に明確な定義があるわけではないが、最高裁は、「選挙運動」の意義が問題とな
35 った事例に関する 1963 年の決定において、先例を引きつつ、「特定の選挙の施行が予測せられ或は確定的となつた場合、特定の人がその選挙に立候補することが確定して居るときは固より、その立候補が予測せられるときにおいても、その選挙につきその人に当選を得しめるため投票を得若くは得しめる目的を以つて、直接または間接に必要なかつ有利な周旋、

勧誘若くは誘導その他諸般の行為をなすことをいうものである」（最三小決昭和 38 年 10 月 22 日刑集 17 卷 9 号 1755 頁、1759 頁）と述べており、その後の判例や実務も概ねこうした理解によっているものといえる。

もつとも以上のようなものとして定義される「選挙運動」であるが、それが具体的にどのような行為までを含むのかは、多少なりとも立ち入って考えてみれば、必ずしも明確とはいえないことがわかる。上記の定義によった場合、「選挙運動」というためには、「特定の選挙」における、「特定の候補者」を当選させることを目的として行われる行為であることが必要であるから、そうした意味では、確かに、その範囲はある程度限定されているとみることもできるであろう。しかしながら、当選に「直接または間接に必要かつ有利な…諸般の行為」（傍点筆者）というかたちで定義することにより、「選挙運動」の範囲は、解釈の仕方によっては際限なく広がる可能性があり、その境界も明確とはいえない。例えば、選挙において特定の政党への支持を表明する行為であっても、間接的には、当該政党に所属する候補者の当選に必要かつ有利な行為、つまり「選挙運動」と解し得るし、また、「選挙運動」とは本来区別されるべき「落選運動」（特定の候補者の落選を目的として行われる呼びかけ等）さえも、それが特定の対立候補に有利に働く場合には、「選挙運動」とされることになろう。選挙さらには政治に関して自己の見解を表明する言動は全て「選挙運動」とされてしまう危険さえあり、そうだとすれば、「選挙運動」と『政治活動』との区別などはほとんど不可能に近い」（佐藤・前掲書 454 頁）ということになってしまうであろう。上記判決は、上述したようなかたちで「選挙運動」を定義づけたのみで、その意義が「不明確であるとはいえない」（17 卷 9 号 1759 頁）というが、疑問であり、「選挙運動」の明確性はなお問われる必要があるといえよう。

（3）選挙運動禁止規定の明確性

こうした「選挙運動」の不明確性から生じる問題は、公選法のうちでもとりわけ、すべての「選挙運動」を禁止する規定において顕著に現れる。公選法による「選挙運動」規制を個別にみていくと、大きく、①「選挙運動」とされるもののうちでも特定の行為を規制するものと、②「選挙運動」をすべて規制するものとに分かれることがみてとれる。前者の例としては、戸別訪問の禁止（公選法 138 条）、署名運動の禁止（138 条の 2）、人気投票の公表の禁止（138 条の 3）、文書図画の頒布の規制（142 条）、パンフレット又は書籍の頒布の規制（142 条の 2）等を挙げることができ、こうした規制については——やはりその合憲性は疑問であるとはいえ——上述した「選挙運動」概念の明確性の問題は、かなりの程度軽減されるといえる。これに対して、後者のようなすべての「選挙運動」の禁止は、例えば、選挙事務関係者（135 条）、特定公務員（136 条）あるいは選挙権・被選挙権を有さぬ者（137 条の 3）などの特定の主体について課されることが多く、未成年者の選挙運動規制に係る本件禁止規定及び本件使用禁止規定も同様であるが、このような特定の者に対する「選挙運動」の一律禁止にあっては、上述した「選挙運動」の明確性の問題がそのままついてまわることになろう。

（4）未成年者選挙運動禁止規定の明確性

このようにみてくると、本件で問題となっている未成年者選挙運動禁止規定も、漠然不

明確であり、あるいは過度に広汎にわたるものであるとの評価を免れないと思われる。当該規定が、選挙に関する特定の表現活動を規制しようとするものであることは明らかであるが、既にみた「選挙運動」概念の不明確さ（前述第三 1(2)参照）ゆえに、未成年者の「選挙運動」を禁じる規定の意義も漠然不明確なものとなり、またその範囲も過度に広汎に渡るものとなってしまっている。実際、判例の採る判断基準（前述第三 1(1)参照）に照らしてみても、当該規定による規制が、合理的な限定解釈によって「規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され、かつ、合憲的に規制し得るもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合」に当たるとは考えられず、また、「一般国民の理解において、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定から読みとることができるもの」であるともいい難い。そうだとすると、一律に「選挙運動」を禁じる本件禁止規定及び本件使用禁止規定、並びに違反に対して制裁を設ける本件罰則規定及び本件公民権停止規定は、憲法 21 条 1 項に——本件罰則規定との関係では憲法 31 条にも——違反するものであるといわざるを得ないであろう。

こうした評価は、本件の事案からも裏づけることができる。本件原告らが行なおうとした選挙に関する活動は、具体的には、選挙において自らが支持する候補者を応援するメッセージをブログに投稿すること、立候補予定者の政策ビラの配布、自らの支持する候補者を応援するためのボランティアへの参加、あるいは選挙期間中の候補者へのインタビューといったものであり、これらの行為がすべて公選法の禁止する「選挙運動」に該当するかどうかは必ずしも明らかではないが、関係者や外部からの「助言」や「指摘」等により、最終的には断念せざるを得なかったという（本件訴状 8・12 頁参照）。こうした事実は、本件各規定の適用範囲が明確でないことを示すと同時に、そうした不明確さに加え、刑罰と公民権停止という苛酷な制裁も相まって、看過することのできない深刻な「萎縮効果」が現に生じていることを如実に物語るものといえよう。なお、被告側は、本件各規定が「選挙運動」のみを規制対象とするものであり、対象は限定的であるとするが（被告準備書面(1)33 頁以下、同(3)33 頁以下）、未成年者も行い得るとされる「政治活動」がどのようなものかについて何ら具体的な言及がなく、ただ、公選法 14 章の 3 にいう「政治活動」の説明として、『政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為』から『選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為』（同(1)33 頁）と抽象的に述べるにとどまっていることも、本件各規定の適用範囲を明確に画定できないことを示すものとみることができるであろう。

2. 規制の目的及び手段

(1) 目的・手段審査の必要性と考え方

上にみたように、公選法が規制対象とする「選挙運動」の概念は明確とはいえず、それゆえ未成年者選挙運動禁止規定の明確性についても、憲法上重大な疑義があるが、当該規定が、特定の選挙における特定の候補者への投票の呼びかけといった典型的な「選挙運動」を未成年者に禁止するものであることは疑いない。しかしながら、そうした典型的な「選挙運動」が未成年者に禁止されるのはなぜなのか、それは未成年者の表現の自由を不当に

侵害するものではないのかといった問題は、規制文言の明確性とは別に——仮に立法や合理的な限定解釈により「選挙運動」の範囲がある程度明確化されたとしても——依然残る。そもそも、本件のような事例においては、未成年者に「選挙運動」を禁じることにより保護しようとする法益、あるいは防止・除去しようとする弊害は何なのか、換言するなら規制の「目的」は何なのか必ずしも明らかではない。また、何らかの正当な規制「目的」が認められたとしても、そうした「目的」を達成するために当該規制は本当に必要なのか、それは「手段」として妥当なのかも問われる必要がある。こうした意味での目的・手段審査が、未成年者選挙運動禁止規定の合憲性審査に際しても必要になってくるのである。

目的・手段審査の定式については、憲法判断の枠組みとの関連で既に述べたところであるが（前述第二 1(4)参照）、ここでは、その考え方について以下の点のみ確認しておきたい。第一に、目的・手段審査については、従来支配的学説により用いられてきたアメリカ型の違憲審査基準（又は最近一部の学説の提唱するドイツ型の三段階審査）の定式によったとしても、あるいは、最高裁が用いる一般的な「公共の福祉のための必要かつ合理的な規制」といった定式によったとしても、求められるのは綿密で精緻な利益の衡量であり、その点はいかなる枠組みを用いようと変わらないということである。第二に、そういう意味で、審査基準ないし判断枠組の「形式」にあまりこだわるべきではなかろうが、ただ、表現の自由の規制の問題として検討されるべき本件のような事案にあっては（前述第二 4 参照）、立法裁量への敬讓は不要であり、厳格度を緩める理由はないということである。したがって、本件各規定の合憲性は、規制目的としての保護法益の有無とその重要性、及び当該目的を達成するうえでの規制の必要性及び合理性が厳格に審査される必要がある。

（2）未成年者選挙運動禁止規定における規制の「目的」をどう認定するか

未成年者選挙運動禁止規定の規制「目的」については、公選法の規定からは必ずしも明らかではない（同法 1 条の掲げる「目的」自体は当該規定の直接の「目的」とみることはいできない）が、被告側の説明によれば、それは、「未成年者の保護」と「選挙の公正の確保」にあるといわれる（被告準備書面(1)12-13 頁参照）。こうした「未成年者の保護」及び「選挙の公正の確保」という事由は、それ自体としてみれば、表現の自由の制約を正当化するに足る重要な目的であるといえるであろう。しかしながら、規制を正当化する側の主張する規制「目的」をそのまま受け入れ、審査の対象とするのであれば——規制する側は常にそれらしい「目的」を挙げるのが常であるから——目的審査は形骸化し、あるいはほとんど無意味なものになってしまいかねないであろう。実際には、自由を規制する側の主張する規制の「目的」が、常に真の目的であるとは限らない。目的審査にあたっては、自由を規制する真の目的は何か、そもそも規制の目的が存在するのかといった点から、規制の「目的」とされるものを批判的に検討することが求められる。

それでは、本件のように規制の目的が法文上明らかではない規定について、その規制の目的はどのようにして認定したらいいのであろうか。この点に関しては、種々の可能性があるが、ここでは本件との関連で 2 点ほど指摘しておきたい。ひとつは、当該規制が導入されるにいたった歴史的経緯を手がかりとする方法である。ある行為に対する規制がなかったために、何らかの法益侵害ないし弊害が実際に生じたという「事実」があり、それ

を踏まえて新たに当該規制が導入されたという経緯があれば、そうした規制は、当該規制により当該法益を保護する（あるいは弊害を防止・除去する）という「目的」を有するものであることを推定させるものとなり得る。もっとも、そうした「事実」を分析するにあたっては、何らかの「法益」侵害ないし「弊害」が本当に生じたのか、またそれはいかなる「行為」によりもたらされたのか、それは本当に規制対象となっている行為——本件においては未成年者の「選挙運動」——によってもたらされたものといえるのかを、慎重に見定める必要がある。いまひとつは、規制「手段」として採用されている規制の内容や態様から推論して、真の規制「目的」をあぶり出していく方法である。いわば、規制の「手段」から真の「目的」を推定しようとするもので、常に有用な方法とは限らないが、用い方によっては、公権力側の主張する規制「目的」の矛盾を指摘するうえで役に立つであろう。総じて目的・手段審査においては、まず「目的」の審査が先行し、その後に「手段」の審査に移っていくと思われがちだが、実際には両者は密接に関連し合っており、「目的」審査を実あるするためには、「手段」も見すえた検討が時に欠かせないものとなる。

（3）未成年者選挙運動禁止規定が導入された経緯と規制の「目的」

本件禁止規定及び本件禁止規定をおく公選法 137 条の 2 は、1952 年の同法改正によって導入されたものであるが、その直接のきっかけは、その前年の地方選挙において、未成年者が多数動員されるかたちで選挙運動が展開されたことにあった。すなわち、被告側の説明によると、当該地方選では、「激しい選挙戦の下、選挙権のない小学生等の学童、児童及び学生を大量に動員して候補者の氏名を連呼させるなどの人海戦術、連呼行為が広く行われ、選挙の公正の観点から大きな社会問題となったため、未成年者の選挙運動に関しては、……未成年者を使用する選挙運動はもとより、未成年者自身による選挙運動を含めこれを禁止して、規制を強化、拡充する必要性が全国各地の選挙区を通じて広く認識された」ことから、「昭和 27 年改正公選法は、昭和 26 年地方選挙で問題とされた人海戦術、連呼行為等を禁止する規定を設けるにとどまらず、未成年者が選挙運動に関与すること自体を禁止し、その違反に対する制裁規定を設けるに至った」（被告準備書面(1)29 頁）という。そして、こうした経緯を念頭に、「本件禁止規定は、未成年者による選挙運動が選挙の公正に対する著しい弊害になったという実情を跨まえ選挙権がなく、社会性も未熟な未成年者が選挙運動に参加することによる選挙の弊害を防止するとともに、未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれることを防止し、未成年者を保護しようとした規定であると解される」（同上）というのである。

以上の立法の経緯をめぐっては、なお検討されるべきこと——例えば、本当に未成年を動員した人海戦術が多数みられたのかなど（原告第 3 準備書面 8 頁以下参照）——も多いであろうが、ここでは上に挙げた視点に基づき、2 点のみ指摘しておく。ひとつは、問題とされた、「未成年者を大量動員した人海戦術」により侵害されたとされる「法益」の評価に係る問題である。未だ政治的判断能力が未成熟な小学生等を動員して候補者を連呼させること等は、通常「選挙運動」の望ましいあり方とはいえないのは確かであろうが、それらは実際に「選挙の公正」を害し、あるいは「未成年者の権利・利益」を損なうものであったといえるものであったのか、なお議論の余地があるのではなかろうか（被告準備書面(3)17 頁以下の指摘する、未成年者が動員されたという 1951 年の地方選において生じたと

される「弊害」の説明も、なお抽象的議論の域を出ていないように思われる。）。いまひとつは、より根本的な疑問として、何らかのかたちで「選挙の公正」が害され、あるいは「未成年者の権利・利益」が損なわれたとしても、以上の経緯をみる限り、その原因となったのは文字通り「未成年を動員した人海戦術」であり、そうした「弊害」は、未成年者の（自発的な）「選挙運動」によってもたらされたものではないのではないか、という点である。5
そのように考えるなら、立法のきっかけとなった上記の事実自体は、「選挙の公正の確保」や「未成年者の保護」といった事由が、未成年者の「選挙運動」を禁止する「目的」であることを示すものであるとはいえないであろう。

(4) 規制「手段」としての本件制裁規定と規制「目的」との整合性

10 次に、未成年者選挙運動禁止規定における規制の「目的」とされる「選挙の公正の確保」及び「未成年者の保護」と、規制「手段」の一部をなす本件制裁規定との整合性も問題になる。とりわけ、未成年者が「選挙運動」の禁止に違反した場合、当該未成年に刑罰を科すという本件禁止規定及び本件罰則規定は、立法としては極めて異例であり（この点に関し、本件訴状 31 頁以下参照）、その合理性に対しては疑問が寄せられている（例えば、本件使用禁止規定を違憲ではないと判断した例として知られる、大阪高判平成 4 年 6 月 26 15
日高刑集 45 巻 2 号 43 頁も、本件禁止規定及び本件罰則規定との関係では、「未成年者が選挙運動にかかわることを一律に禁止し、しかも未成年者自身を処罰する〔国公〕法 137 条の 2 第 1 項の合理性には疑問が残るといわなければならない」（同 51 頁）と述べている。）。「選挙運動」を行なった未成年者本人に対して苛酷な制裁を科す本件罰則規定及び本件公民権停止規定からは、「保護の対象としての未成年者」という像はみえてこない。このことは、本件禁止規定及び本件使用禁止規定が、「未成年者の保護」を目的としたものだと 20
する主張自体に強い疑念を抱かせる。むしろ、本件罰則規定が設けられる過程で——原告側も再三指摘するように（本件訴状 16 頁、原告第 2 準備書面 27 頁等参照）——「警察官がこれを取締ることが可能であるということだけでも相当の効果があるという趣旨で、… 25
…取締りの可能という意味から、多少理論的には変であるけれども、未成年者も罰する、取締るということで進むことにしていかがですか」という、公職選挙法改正に関する調査特別委員会での委員の発言も踏まえるなら、本件各規定は、未成年者保護を目的としたものなどではなく、規制の効率性ないし規制の便宜を優先して設けられたものとみるのが自然ではなかろうか。

(5) 「未成年者の保護」は選挙運動規制の「目的」となり得るか

30 以上にみたような、未成年者選挙運動禁止規定の設けられた経緯、及び同規定の用いる規制手段の検討は、当該規定が、本当に「選挙の公正の確保」及び「未成年者の保護」を目的として制定されたものなのか——特に後者との関係で——強い疑念を抱かせるものである。だが、後者との関係では、そもそも「未成年者の保護」といった事由が、選挙運動 35
規制の「目的」となり得るかという点も考えてみる必要があるだろう。この点に関し、被告側は、1951 年地方選で未成年者が大量動員されたとされる事例を踏まえ、先にみた 1992 年の大阪高裁判決（前述第三 2(4)参照）も引きつつ、選挙運動が「他の政党や立候補者の支持者との論争に直面する可能性があるなど一定の精神的緊張を強いられる性質の行為であ

ること……も併せ考慮すれば、選挙権がなく、判断能力が十分でないとみなされている学生や学童等の未成年者がこのような不当な選挙運動に巻き込まれることは、主として教育的見地に照らし相当ではない」（被告準備書面(3)23・24頁）と主張する。

この点、確かに未成年者が「不当な選挙運動」に巻き込まれることが相当でないこと自体は、異論のないところであろうが、1951年地方選の事例が、未成年者の選挙運動の自由とは直接関係するものではないことは既に述べたとおりであり（前述第三 2(3)参照）、そうした点を除くと、選挙運動を禁止することにより保持しようとする「未成年者の保護」とは、そもそもどのようなものなのか必ずしも明らかにされていないことがわかる。あるいは、選挙をめぐる（時に激しい）論争に参加するというのが、「未成年者の保護」に欠けるという趣旨であろうか。しかしながら、そうした見方に対しては、未成年者の「保護」の名を借りた「自律」の妨げの危険（前述第二 3(1)参照）が、ここでも想起されるべきであろう。特に成年を間近にした「未成年者」は、選挙権自体は有していなくても、実ある選挙権行使に必要な政治意識を涵養する、いわば準備段階にあるとみることができるし（この点については、本件訴状 29-30 頁も参照）、責任ある言論主体として「未成年者」の視点からどのような候補者を支持するかについて自己の意見を表明する意思と能力を備えた者もいるはずである。こうした「未成年者」を、「保護」を理由に選挙に関する言論市場から排除することは、その自律を妨げるものであり、その表現の自由を損なうことになりはしないか。このように考えると、「未成年者の保護」という事由自体が、未成年者の「選挙運動」を禁止する「目的」とはなり得ないのではないかと思われる。

（6）規制「手段」とその必要性及び合理性——特に「選挙の公正の確保」との関係で

これまでは、主として規制の「目的」という観点から、選挙運動禁止規定を検討してきた。それでは、当該規定の規制の「手段」は、どのように評価することができるであろうか。もともと手段審査は、理論上は、規制の「目的」自体は憲法上正当化できることを前提に行われるものであるところ、既にみたように、未成年者選挙運動禁止規定による規制の目的とされる、「選挙の公正の確保」及び「未成年者の保護」といった事由は、それが本

当に当該規定による規制の「目的」として正当化し得るのか疑わしいものであったが、そうした評価に対してなお異論の余地もあり得ることからすると、仮に、本件各規定がこうした「目的」を達成するための規定であり、そうした「目的」自体は正当なものと仮定した場合、規制手段が当該目的を達成するうえで必要かつ合理的なものとして正当化し得るのかについても、なお別途検討しておくに値するといえる。

それでは、上記の「目的」を達成するうえで、本件各規定による規制「手段」は、必要かつ合理的なものといえるであろうか。いうまでもなく、ここで問題となっている規制「手段」とは、未成年者に対する「選挙運動」の禁止であり、その違反に対する刑罰及び公民権停止という制裁である。この点、まず「未成年者の保護」という「目的」との関係では、目的審査の際に既に指摘した、「目的」と「手段」との不整合といった点が、手段審査においてもそのままあてはまる。公選法の採用する、未成年者自身を制裁の対象としつつ課される「選挙運動」の一律禁止は、「未成年者の保護」という「目的」とはおおよそ相容れない（前述第三 2(4)参照）。また、仮にこの点は措くとしても、未成年者の保護を謳うなら、「す

すべての選挙運動を禁止することまでは必要ではなく、未成年者の『弱さ』につけ込んだ誘惑や強制による選挙運動を禁止し、そのような誘惑や強制を行った成人のみを処罰すれば十分である」（米沢・前掲書 80 頁）はずである。未成年者選挙運動禁止規定による規制が、
「未成年者の保護」のための必要かつ合理的な規制であるということはどうていできない
5 であろう。

これに対して、「選挙の公正の確保」という「目的」との関連では——それが真に規制の「目的」たり得ているかは疑問であるとはいえ——そうした「目的」を達成するうえで、当該規制「手段」が必要かつ合理的なものといえるか、なお一考の余地がある。仮に、本件各規定が「選挙の公正の確保」を目的としたものであるのなら、そうした「目的」自体
10 に異を唱えることは難しいであろう。しかしながら、そうだとしても、そうした「目的」を達成するうえで、未成年者に「選挙運動」を一律に禁止することが、必要かつ合理的な規制といえるかは大いに疑わしい。そもそも、未成年者が選挙において特定の候補者を支持する旨の意見表明を行うことにより、いかなる意味で「選挙の公正」が害されることになるのか、全くもって不明である。未成年者の判断能力の「未成熟さ」が問題だとい
15 ののであれば、そうした「未成熟さ」からくる、選挙に関する意見の問題点は、選挙をめぐる言論市場を通じて指摘され必要に応じて是正されることが期待されるし、いずれにせよ、それによって不公正な選挙結果が招来されるわけではない。「未成年者が未成熟な判断能力に基づき選挙運動を行っても、有権者は成熟した判断能力を有する成人であるため、選挙結果に歪みが生じるわけではない」（米沢・前掲書 80 頁）からである。選挙の公正が害
20 された例として被告側が指摘するのは、やはり 1951 年地方選挙時に大量動員された未成年者が連呼行為等をしたことによって「選挙運動に係る機会の均等」が損なわれたというものであるが（例えば、被告準備書面(3)25 頁参照）、そうした「弊害」——仮にそう呼べるとして——が未成年者の「選挙運動」によってもたらされたわけでないことはすでに指摘したとおりであり（前述第三 2(3)参照）、また、そのような「弊害」を防止するためには、
25 未成年者の動員や連呼行為を規制すればすむことであって、未成年者の「選挙運動」を一律に禁止する必要はない。そういう意味でも、未成年者の「選挙運動」の禁止は、「選挙の公正の確保」のための、必要かつ合理的な規制ということとはできないであろう。

3. 小括

未成年者選挙運動禁止規定の合憲性を、主として表現の自由（憲法 21 条 1 項）の制約
30 の問題としてとらえた場合、規制文言の明確性がまず問題となる。この点に関しては「選挙運動」概念が——特定の選挙において特定の候補者を当選させる目的で「直接または間接に必要かつ有利な周旋、勧誘若しくは誘導その他諸般の行為をなすこと」（最三小決昭和 38 年 10 月 22 日刑集 17 巻 9 号 1755 頁、1759 頁）という判例の定義によったとしても——
35 実際にどこまでの行為が許されるのか明確とはいえず、「選挙運動」以外の「政治活動」との区別も不明瞭であることに加え、違反に対する刑罰及び公民権停止という苛酷な制裁ゆえに生じる（あるいは現に生じている）深刻な萎縮効果も考慮するなら、当該規定は、文面上、憲法 21 条 1 項及び 31 条に違反するものであるというほかない。また、規制の「目的」及び「手段」という観点から検討しても、当該規定は、表現の自由の制約に見合うだけの重要な法益を擁護するために、必要最小限の制約を課すものとは考えられず、それゆ

え、未成年者の表現の自由に対する、正当な「目的」のための必要かつ合理的な規制「手段」を用いるものということもできない。規制の「目的」とされるもののうち、「未成年者の保護」を掲げることは、本件制裁規定と矛盾するばかりか、将来の選挙権行使に向けての未成年者の自律を妨げるという点でも、妥当ではない。また、もうひとつの規制「目的」とされる「選挙の公正の確保」との関連でも、選挙権を有さず選挙に参加しない未成年者の「未成熟な判断能力」によって、選挙の過程が歪められるとは考えられないことからすると、未成年者の「選挙運動」の一律禁止をもって、必要かつ合理的な規制と評価することもできない。このような目的・手段審査によった場合も、未成年者選挙運動禁止規定は憲法 21 条 1 項に違反するものといわざるを得ない。

10 第四 結語

明治憲法下の規制形態を下敷にしている公選法の選挙運動規制は、従来より学説においては批判の強いところであり、「日本国憲法の保障する表現の自由の保障と国民主権の趣旨に合致した適合するものであろうか」（佐藤・前掲書 456 頁）といった疑問が投げかけられ、「基本的見直しの必要性」（同）が説かれてきた問題領域であるが、未成年者の選挙運動禁止規定はその最たる例であるということができよう。未成年者に対して、「選挙運動」とされる選挙に関する特定の言動を一律に禁止し、違反に対しては刑罰及び公民権停止という苛烈な制裁をもって臨む公選法の未成年者選挙運動禁止規定は、こうした規定をもたない欧米の民主主義諸国と比べた場合、異様にさえ映る。それは、代表民主制プロセスの中核的部分から、未成年者を一律に排除するものであり、そうした意味で民主制の核心を空洞化するものであるといっても過言ではなかろうし、何かにつけて指摘される、日本の選挙における若年層の投票率の低さの一因をこうした不合理な選挙運動規制に求めたとしても、穿ち過ぎる見方とはいえないであろう。

こうした未成年者選挙運動禁止規定の合憲性は、それが民主制の前提を成す政治的表現の自由を制限ないし剥奪するものであることからすると、表現の自由を保障する憲法 21 条 1 項違反の有無の問題として、厳格に審査されるべきであって、そこに「選挙のルール」を定める立法裁量が働く余地はない。このように解した場合、そもそも未成年者に禁じられる「選挙運動」の内容及び範囲が明確とはいえず、深刻な萎縮効果が懸念されることから、未成年者選挙運動禁止規定は、文面上、憲法 21 条 1 項に違反するものであり、刑罰との関係では憲法 31 条にも違反するものである。また、仮に「選挙運動」概念の不明確さは何らかの合理的な限定解釈等で払拭され得るとしても、未成年者に対して、「選挙運動」とされる、選挙で特定の候補者を支持する言動等が、一律に禁止されるのは何故なのか明らかではない。未成年者選挙運動禁止規定における規制の「目的」は、「未成年者の保護」及び「選挙の公正の確保」にあるといわれるが、未成年者が「選挙運動」を行ったことにより、こうした法益が実際に侵害されたという事実は認められない。選挙運動規制の目的として「未成年者の保護」を掲げることは、違反に対して未成年者自身が刑罰及び公民権停止の対象となっていることと矛盾するものであり、また、成年を間近にした未成年者が有権者として成長していく途を閉ざし、その自律を妨げるものであって妥当ではない。また、選挙における投票は成年者のみが行うのであるから、判断能力がいまだ未成熟とされる未成年者が「選挙運動」を行ったとしても、これにより選挙結果に歪みが生じ

るとはとうてい考えられず、「選挙の公正」が害されるとは考えられない。そうだとすれば、未成年者選挙運動禁止規定は、正当な目的のための必要かつ合理的な規制とはいえず、そうした意味でも憲法 21 条 1 項に違反するものというほかない。

未成年者選挙運動禁止規定に関して、最後に指摘しておきたいのは、当該規定が、立法
5 府による自主的是正を必ずしも期待できない部類の立法に属するという点である。民主国家においては本来自由であるべき選挙に関する民意の形成過程が、「選挙運動」の規制により歪められた場合、「その過程を経た議員らが権力を握ることになるから、その不公正を民主主義プロセスを通して是正するのは非常に困難」であり、「その意味で、選挙に関する表現活動に対する規制は、数ある表現制約の中でも、本来最も警戒すべき類型だといっても
10 よい」（毛利ほか・前掲書 409 頁（毛利））との指摘は、未成年者選挙運動禁止規定に対してもそのまま当てはまるといえよう。とりわけ選挙権を有しないゆえに投票を通じて自らの声を政治に反映できない未成年者は、「選挙運動」も禁じられることにより、代表民主制のプロセスの中核から完全に排除されることになってしまいが、それは、未成年者に対しても表現の自由を保障した日本国憲法の容認するところではないであろう。こうした民主
15 制の機能不全をもたらす立法の是正は司法に頼るほかなく、本件においても、裁判所の積極的な関与と判断が求められるところである。

以上

門田 孝 略歴と業績

略歴

1959 年 7 月 広島県御調郡（現三原市）久井町に生まれる

5

< 学歴 >

1978 年 3 月 広島県立世羅高等学校卒業

1979 年 4 月 神戸大学法学部法律学科入学

1983 年 3 月 神戸大学法学部法律学科卒業

10 1983 年 4 月 神戸大学大学院法学研究科博士(前期)課程 入学

1985 年 3 月 神戸大学大学院法学研究科博士(前期)課程 修了

1985 年 4 月 神戸大学大学院法学研究科博士(後期)課程 入学

1989 年 3 月 神戸大学大学院法学研究科博士(後期)課程 単位修得・退学

15

< 職歴 >

1989 年 4 月 福岡女子大学文学部専任講師

1992 年 4 月 福岡女子大学文学部助教授

1998 年 4 月 文部省在外研究員としてドイツ連邦共和国・ザールラント大学で在外研究

20

(～1999 年 8 月)

2003 年 4 月 広島大学法学部教授

2004 年 4 月 広島大学大学院法務研究科教授

2020 年 4 月 広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授（改組）

2025 年 3 月 広島大学 定年退職

25

現在 広島大学名誉教授

< 学会活動・社会貢献等 >

2012 年～2021 年 国際人権法学会理事

30

2019 年～2025 年 日本公法学会理事

2004 年～2011 年 広島弁護士会懲戒委員会委員
 2004 年～2022 年 廿日市市個人譲歩保護運営審議会会長
 2009 年～2023 年 東広島市人権教育・人権啓発推進懇話会会長
 2018 年～2024 年 広島市行政不服審査会合議体長

5

業績

著書（編著・共著）

1990 年：『新法学入門』（久保敬治編著，三省堂）

10

＊「憲法のしくみとはたらき」担当

1997 年：『国際人権法概論』（畑博行=水上千之編，有信堂高文社）

＊1999 年：第 2 版，2002 年：第 3 版，2006 年：第 4 版，

「ドイツにおける外国人の人権」担当

2002 年：『外国人の法的地位と人権擁護』（近藤敦編著，明石書店）

15

＊「在留権」担当

2005 年：『法科大学院ケースブック憲法』（浦部法穂=戸波江二編著，日本評論社）

＊「外国人の参政権」担当

2016 年：『憲法の時間』（井上典之編著，有斐閣）

20

＊2022 年：第 2 版，「人権保障の総論」担当

2017 年：『浦部法穂先生古稀記念・憲法理論とその展開』（門田孝=井上典之編著，信山社）

＊「裁判所による憲法解釈の『視点』に関する一考察：2013 年婚外子法定相続分規定違憲決定を契機として」執筆

25

2019 年：『「憲法上の権利」入門』（井上典之編著，法律文化社）

＊1，2，5，7，17 章担当

2025 年：『ドイツ基本権裁判の展開』（小山剛ほか編，信山社）

＊「適正手続」担当

30

論文

1987 年：「外国人の公務就任権をめぐる憲法問題(1)」六甲台論集 34 巻 2 号

1988 年：「外国人の公務就任権をめぐる憲法問題(2・完)」六甲台論集 34 卷 4 号

1992 年：「基本的人権の『前国家性』に関する一試論」福岡女子大学文学部紀要・文芸と思想 56 号

「地方自治における外国人の参政権：外国法との対比で」国際人権 3 号

5 1995 年：「定住外国人の地方選挙権」国際人権 6 号 70 頁

1998 年：「憲法における『国籍』の意義」憲法問題 9 号

2001 年：「欧州人権条約の積極主義的解釈」『EU 法の現状と発展：ゲオルク・レス教授 65 歳記念論文集』（石川明編集代表，信山社）

「EC 環境法と国内法」『未来志向の憲法論』（ドイツ憲法判例研究会編，信山社）

10 2002 年：「欧州人権条約と『評価の余地』の理論」『EU 法・ヨーロッパ法の諸問題：石川明教授古稀記念論文集』（櫻井雅夫編集代表，信山社）

2003 年：「欧州人権裁判所判決の国内法的効力」『日独憲法学の創造力（下巻）』（樋口陽一＝上村貞美＝戸波江二編，信山社）

2004 年：「外国人の人権の実効的保障に向けて」月報司法書士 385 号

15 「国際化・グローバル化と憲法裁判」『憲法裁判の国際的發展：日独共同研究シンポジウム』（ドイツ憲法判例研究会編，信山社）

“Internationalisierung, Globalisierung und Verfassungsgerichtsbarkeit“,
Fortschritte der Verfassungsgerichtsbarkeit in der Welt - Teil I (Christian Starck
Hrsg., Nomos)

20 2006 年：「欧州人権条約における財産権保障の構造(1)」広島法学 29 卷 4 号

2007 年：「違憲審査における『目的審査』の検討(1)--自由権規制立法の違憲審査基準論を主たる素材として」広島法学 31 卷 2 号

「法律時評 広島市暴走族追放条例事件最高裁判決」法律時報 79 卷 13 号 1 頁

25 2008 年：「違憲審査における『目的審査』の検討(2・完)：自由権規制立法の違憲審査基準論を主たる素材として」広島法学 31 卷 4 号

「思想・良心に反する行為の強制の合憲性：『君が代』ピアノ伴奏拒否事件を考える視点」国際人権 19 号

「ドイツにおける国際人権条約の履行：欧州人権条約に関する連邦憲法裁判所
2004 年 10 月 14 日決定を中心に」法律時報 80 卷 5 号

30 「ヨーロッパ人権条約とドイツ」『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（戸波江二ほか編，信山社）

2009 年：「欧州人権条約における財産権保障の構造(2)」広島法学 32 卷 3 号

「政教分離原則の検討枠組に関する一考察：合衆国連邦最高裁判例解説の試みと併せて」名古屋大学法政論集 230 号

2011 年：「欧州人権・基本権保障の中のドイツ連邦憲法裁判所」『講座国際人権法第 3 巻：国際人権法の国内的实施』（芹田健太郎ほか編，信山社）

「人権保障におけるドイツ連邦憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所」比較法研究 73 号 172 頁

5 2012 年：「退去強制から保障されるべき人権」法律時報 84 巻 5 号

「ヨーロッパ人権条約の解釈とその国内法的効力」国際人権 23 号

2017 年：「欧州統合に際しての国内機関の『責任』について：リスボン条約判決の『統合責任』論に着目して」『戸波江二先生古稀記念・憲法学の創造的展開（下巻）』（工藤達朗ほか編，信山社）

10 2018 年：「憲法を『正しく解釈する』ということについて：ロナルド・ドゥオーキンによる憲法の『道徳的読解』を手がかりに」広島法学 42 巻 1 号

2019 年：” What can Japan learn from the “European migrant crisis” ?” , Kobe University Law Review No.52

15 2020 年：「表現の自由の保障範囲を画定する手法としての『定義づけ衡量』」広島法科大学院論集 16 号

2023 年：「『社会的身分』論からの解放に向けて：憲法 14 条 1 項後段列举事由特別意味説に対する疑問」広島法学 46 巻 4 号

「ドイツ連邦憲法裁判所による欧州人権・基本権保障の実施」『新国際人権法講座第 5 巻』（申恵丰編，信山社）

20 2024 年：” Rethinking judicial review and legislature in Japan from a comparative perspective”, The Rule of Law, Democracy and Constitutionalism: Dialogue between Japan and Poland (Edited by Noriyuki Inoue & Maciej Serowanec, Nicolaus Copernicus University Press)

25 「EU に対峙するドイツ連邦憲法裁判所の論理：特にその民主的正統性について」EU の現在地（井上典之編，信山社）

「公法解釈とグローバルな法規範の関係」公法研究 85 号

2026 年：「いわゆる『低価値言論』の理論について」『棟居快行先生古稀記念・もうひとつの憲法学Ⅱ』（井上典之ほか編，信山社）

判例評釈等

30 2001 年：「連邦委託行政における一般的行政規則(基本法第 85 条第 2 項)の発布権限(1999 年 3 月 2 日ドイツ連邦憲法裁判所決定)」自治研究 933 号

* 『ドイツの憲法判例 III』（ドイツ憲法判例研究会編，信山社，2008 年）に所収

35 2003 年：「判例研究：長期にわたる土地収用許可および建物建設禁止と財産権：欧州人権裁判所 1982.9.23 判決 Sporrang and Lönnroth v. Sweden, Ser. A, No. 52」

広島法学 27 卷 2 号

2005 年：「いわゆる『危険犬』の輸入・繁殖を禁止した連邦法の合憲性(2004 年 3 月 16 日ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷判決)」自治研究 972 号

＊『ドイツの憲法判例 III』（ドイツ憲法判例研究会編，信山社，2008 年）に所収

2007 年：「自衛隊のイラク派遣が違憲であることの確認の訴え等が却下され，損害賠償請求が棄却された事例（宇都宮地判平成 18 年 8 月 10 日）」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol 1

「市立小学校入学式で『君が代』斉唱時にピアノ伴奏を命じる職務命令が憲法 19 条に違反しないとされた事例（最判平成 19 年 2 月 27 日）」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol 1

2008 年：「未決拘禁者の自費による新聞の定期購読を許可しなかったことが，違憲，違法とはいえないとされた事例（大阪地判平成 19 年 9 月 28 日）」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.2

「住基ネットによる個人情報の管理・利用等が，憲法 13 条により保障された権利・自由を侵害するものではないとされた事例（最判平成 20 年 3 月 6 日）」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol 3

「発展的解釈：タイラー判決」『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（戸波江二ほか編，信山社）

「財産利用の規制：メラヒャー判決」同上

2009 年：「タウンミーティングへの参加申込みに対し，不正な抽選により落選させられたとしてなされた損害賠償請求が棄却された事例（京都地判平成 20 年 12 月 8 日）」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.5

2010 年：「宗教法人による土地明渡請求が『法律上の争訟』に当たらないとされた事例（最判平成 21 年 9 月 15 日）」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol 6

「生活保護基準の変更に伴う母子加算の削減・廃止が違憲・違法ではないとされた事例（京都地判平成 21 年 12 月 14 日）」法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol 7

2011 年：「国歌斉唱時における不起立と再雇用拒否」ジュリスト臨時増刊・平成 22 年度重要判例解説

2013 年：「外国人の再入国の権利：森川キャサリーン事件」別冊ジュリスト 217 号・憲法判例百選 I〔第 6 版〕

「外国人家族の退去強制と在留特別許可」法学セミナー増刊・速報判例解説 12 卷

2015 年：「欧州統合に対する憲法的統制---リスボン条約判決」自治研究 91 卷 1 号

＊『ドイツの憲法判例 IV』（ドイツ憲法判例研究会編，信山社，2018 年）に所収

2016 年：「暴力団員であることを理由とした市営住宅の明渡請求の合憲性」法学セミナー増刊・新判例解説 Watch Vol.18

2018 年：「トランスセクシャルである在留外国人の名の変更・性別変更と平等原則」『ドイツの憲法判例 IV』（ドイツ憲法判例研究会編，信山社）

2019 年：「プライバシーと表現の自由：『宴のあと』事件」別冊ジュリスト 217 号・憲法判例百選 I〔第 7 版〕

5 「麻薬取引の証拠入手方法と 3 条：ジャロー判決」『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』（小畑郁ほか編，信山社）

「所有地における狩猟の受忍：シャサヌー判決」同上

2022 年：「欧州銀行同盟の設立に対する協力の憲法適合性（欧州銀行同盟判決）」自治研究 98 巻 2 号

10 2023 年：「拷問禁止に違反して得られた情報の証拠能力」人権判例法 6 号

書評・紹介・翻訳等

1988 年：（紹介）「キース・ホーキンス=ジョン・M・トマス（共編）『規制執行』」神戸法学雑誌 38 巻 1 号（宮澤節生，北村喜宣と分担執筆）

15 1995 年：（翻訳）『ハワイ：楽園の代償』（ランドール・W. ロス編，畑博行=紺谷浩司監訳，有信堂）

＊「ハワイ諸島間の公正」「民主党組織」「政府の腐敗」担当

2003 年：（書評と紹介）「近藤敦著『外国人の人権と市民権』（明石書店）」大原社会問題研究所雑誌 534 号

20 2004 年：（翻訳と解説）「ミャンマー連邦憲法」アジア憲法集（萩野芳夫ほか編，明石書店）

2005 年：（翻訳）「R・シュタインベルク『原子力廃止の法的問題』」「先端科学技術と人権」（栗城壽夫ほか編，信山社）

25 2006 年：（書評）「寺谷広治著『国際人権の逸脱不可能性』（有斐閣）」国際人権 17 号

2007 年：（翻訳）「ミヒャエル・クレプファー『国家活動の柔軟化について』」広島法学 31 巻 2 号（手塚貴大，松戸浩と分担執筆）

2009 年：（翻訳）クラウス・シュテルン『ドイツ憲法 II 基本権編』（井上典之ほか編訳，信山社）

30 ＊「§ 76 私法秩序における基本権の効力」III, IV 担当

その他

1994 年：「参政権：選挙権の否定はもはや『常識』ではない」法学セミナー 471 号

1998 年：「定住外国人地方参政権訴訟」法学セミナー521 号

2006 年：「判例整理術：判例整理のための 7 つのステップ」法学セミナー614 号

2008 年：「新司法試験短答式問題の心と技：憲法」法学セミナー637 号

2009 年～2020 年：「インタレストグループ報告・『外国人の出入国と在留』研究グループ」国際人権 20 号～31 号（不掲載の年あり）

2013 年～2014 年：「学界回顧：憲法」法律時報 85 巻 13 号，86 巻 13 号（井上典之，春名麻季，植木 淳と分担執筆）

2021 年：「選挙運動規制と憲法 21 条：戸別訪問の禁止をめぐる問題を中心に」法学教室 488 号